

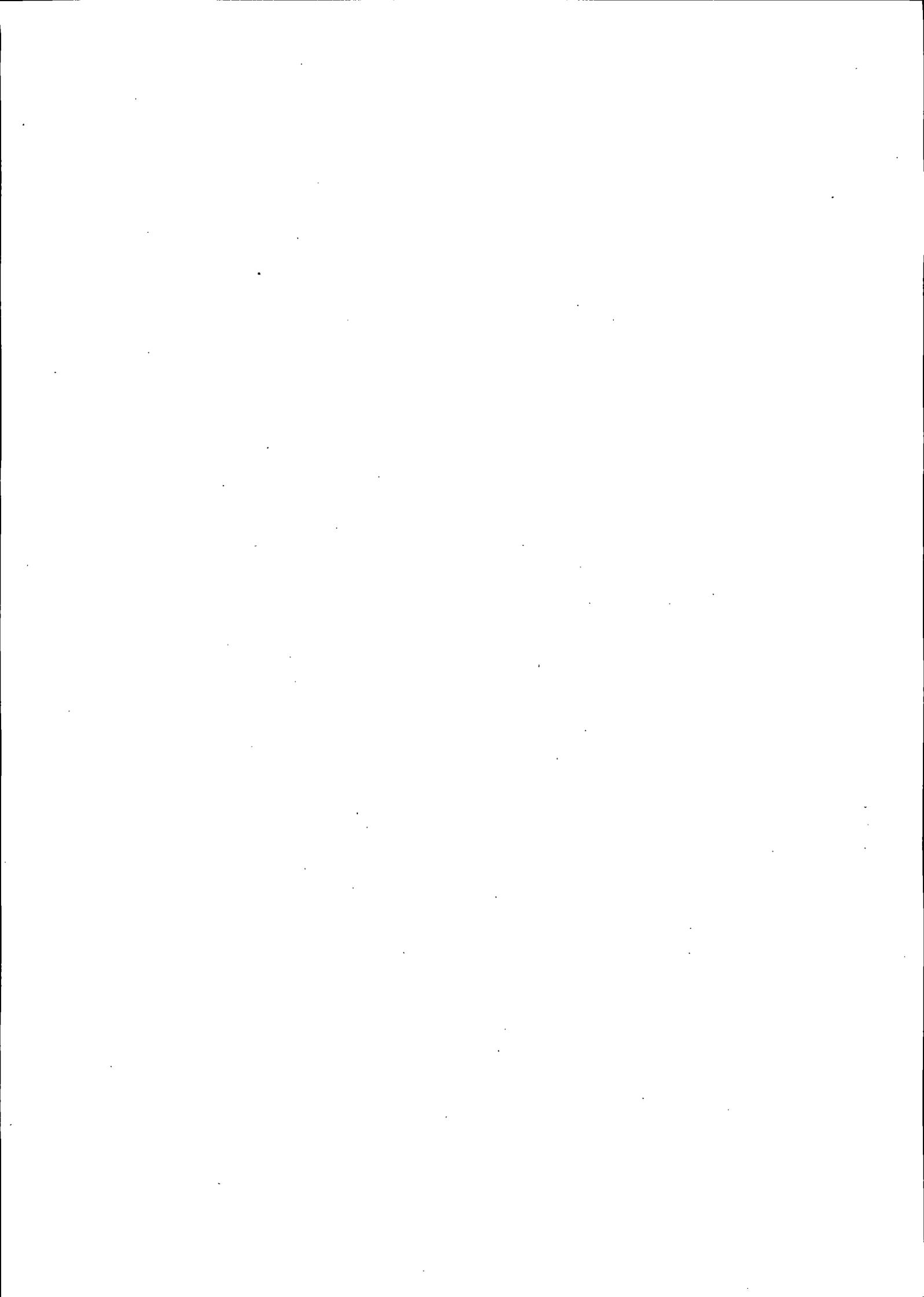
令和3年1月29日

令和3年千葉市教育委員会会議第1回定例会

[議案書(2)]

議案第1号関係	1
議案第2号関係	9
議案第3号関係	21
議案第4号関係	23

千葉市教育委員会



議案第1号

令和2年度補正予算について（2月補正）

令和2年度補正予算を定めることについて、次のとおり市長に申し出るものとする。

令和3年1月29日提出

千葉市教育委員会教育長 磯野和美

令和2年度補正予算について(2月補正) (教育みらい夢基金積立金)

教育総務部 企画課

1 補正理由

千葉県教育みらい夢基金への寄附金を積み立てる。

2 補正予算額 11,544 千円

【財源】 寄附金 11,544 千円

3 補正予算の内容

寄附金	令和2年12月15日現在	9件	10,357 千円
	令和2年12月16日～令和3年3月見込み		1,187 千円
計			11,544 千円

<参考>

R2年度の主な充当予定事業

- ・オリパラ教育の推進(ボッチャセットの購入、各校への配布)
- ・音楽教育センター事業(和楽器の修繕・購入)
- ・児童相談所関連事業(知育玩具・運動器具の購入、体験学習)
- ・図書館児童書購入事業

令和2年度補正予算について(2月補正)
(学校施設の環境整備)

教育総務部 学校施設課

1 補正理由

国庫補助(文部科学省「学校施設環境改善交付金」)の追加交付決定に伴い、学校施設の環境整備に係る経費の計上及び継続費の設定を行うとともに、単年度事業は事業完了が次年度となるため、あわせて繰越明許費の設定を行う。

2 補正予算額 1,013,426千円

※繰越明許費設定額 265,000千円

[【財源】	国 費	329,751千円]
		市 債	671,000千円	
		一般財源	12,675千円	

3 補正予算の内容

事業内容		予算額	対象校
1	大規模改造 (令和2~4年度継続事業)	748,426千円	・小学校 3校 (轟町小、千草台東小、幕張南小) ・中学校 1校 (朝日ヶ丘中)
2	大規模改造 (単年度事業)	137,000千円 ※全額繰越明許	・小学校 2校 (幕張小、さつきが丘東小)
3	耐震改修 (単年度事業)	128,000千円 ※全額繰越明許	・小学校 3校 (あやめ台小、稲浜小、みつわ台北小) ・中学校 1校 (稲毛中)
合 計		1,013,426千円	大規模改造 6校、耐震改修 4校

4 継続費の設定

学校名	総額	年割額		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度
1 轟町小学校	859,575千円	255,223千円	50,000千円	554,352千円
2 千草台東小学校	666,454千円	130,823千円	75,852千円	459,779千円
3 幕張南小学校	634,283千円	150,554千円	72,722千円	411,007千円
4 朝日ヶ丘中学校	938,341千円	211,826千円	3,000千円	723,515千円
合 計	3,098,653千円	748,426千円	201,574千円	2,148,653千円

令和2年度補正予算について(繰越明許費の設定)(2月補正) (千城台旭小学校グラウンド改修)

教育総務部 学校施設課

1 補正理由

学校適正配置事業による、千城台みらい小学校の令和3年4月の開校に向け、統合場所となる千城台旭小学校で実施しているグラウンド改修工事について、本年度中の完了を予定していたが、先行する屋内運動場等の改修工事において、新型コロナウイルス感染症対策の影響により契約手続きに時間を要したとともに、建築資材の納入に遅れが生じた。

こうしたことにより、グラウンド内に設置した現場事務所や敷鉄板等仮設物の撤去が遅れ、グラウンドの敷地造成・舗装等の作業を行うことができない期間が生じたため、本年度内に完了することができなくなったことから、繰越明許費を設定する。

2 補正予算の内容

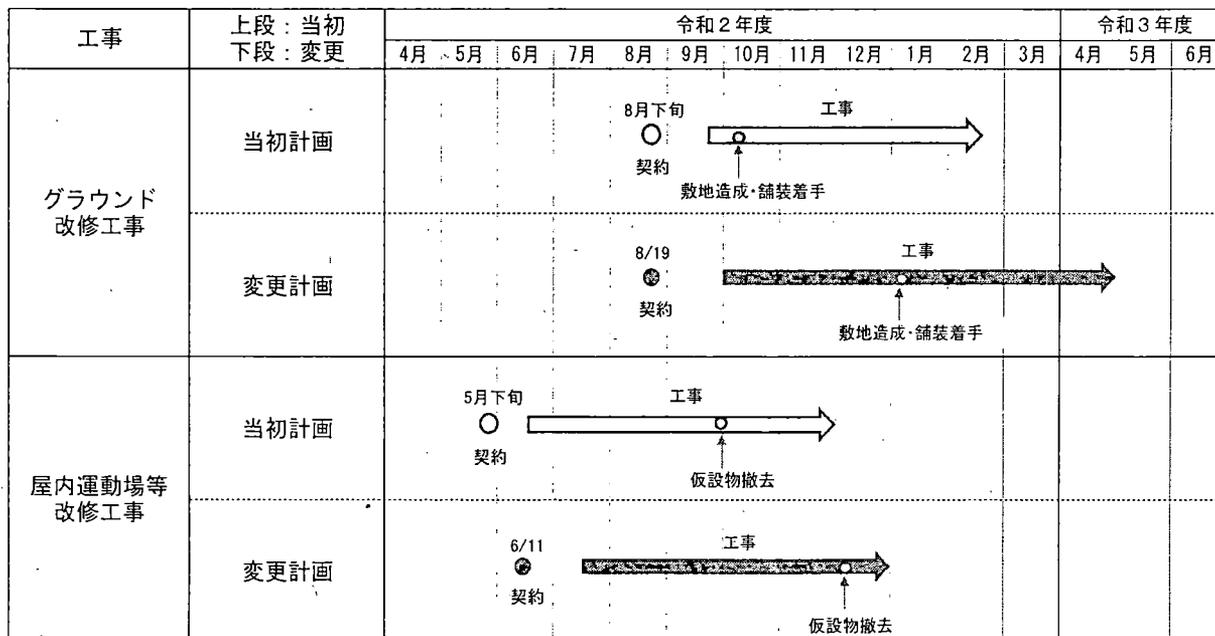
業務内容	金額	内容
グラウンド改修工事	83,620千円	千城台みらい小の統合場所となる千城台旭小のグラウンド改修工事

3 完了予定

令和3年4月末

(開校日は変更しない)

<参考>全体スケジュール



令和2年度補正予算について(2月補正)
(アフタースクールにおける感染拡大防止対策)

生涯学習部 生涯学習振興課

1 補正理由

アフタースクールにおける新型コロナウイルス感染拡大防止のため、物品の購入などに係る所要の経費を支援する。

なお、当該予算は国が令和3年度当初予算には計上せず、令和2年度第三次補正予算に前倒して計上したことから、今年度の補正予算として計上し、全額、繰越明許費の設定を行うものである。

2 補正予算額 15,200 千円

【財源】	国 費 (子ども・子育て支援交付金、地方創生臨時交付金)
	10,134千円
	県 費 (子ども・子育て支援交付金)
	5,066千円

3 補正予算の内容

対象：アフタースクール 18か所

※補助に係る支援の単位数 38

内容：・職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施する事業(研修受講、かかり増し経費等)に係る経費の補助。

・マスクや消毒液等の衛生用品や感染防止のための備品の購入、施設等の消毒、感染予防の広報・啓発等を行う事業に係る経費の補助。

支援金額：1支援の単位当たり上限額

- ・利用定員19人以下 300千円
- ・利用定員20人～59人 400千円
- ・利用定員60人以上 500千円

№	区	学校名	支援の単位	利用定員/支援単位数	上限額(千円)
1	中央区	川戸小学校	2	40	800
2		生涯小学校	2	40	800
3	花見川区	西小中台小学校	2	40	800
4		さつきが丘東小学校	2	40	800
5		さつきが丘西小学校	2	40	800
6		朝日ヶ丘小学校	2	40	800
7	稲毛区	都羅小学校	3	40	1,200
8		あやめ台小学校	2	40	800
9		千草台兼小学校	2	40	800
10	若葉区	更科小学校(更科公民館)	1	20	400
11		若松台小学校	2	40	800
12		千城台わがほ小学校	3	40	1,200
13		千城台みらい小学校	2	40	800
14	緑区	大宮小学校	2	40	800
15		土気小学校	3	40	1,200
16	美浜区	高瀬第四小学校	2	40	800
17		奥砂第五小学校	2	20	800
18		稲浜小学校	2	40	800
		台 計	38		15,200

令和2年度補正予算について(2月補正) (指定管理施設運営協力等支援金)

生涯学習部 生涯学習振興課

1 補正理由

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開館時間の短縮及び入館者数の制限等を行った千葉市科学館について、施設の適正な管理を確保するため、令和2年第3回定例会の補正予算で対応していない期間（令和2年6月～令和3年3月）に関し、指定管理料を増額変更するため。

2 補正予算額

15,768千円

[【財源】 国 費 15,768千円]

3 補正予算の内容

【変更（増額）事由】

- (1) 令和2年6月以降において各種感染症対策ガイドライン等を踏まえ、開館時間の短縮及び入館者数の制限等に伴う利用料金の減少による、施設管理経費の不足
- (2) 令和3年1月発出の政府の緊急事態宣言を受けて、感染症拡大防止のため事業内容を縮小したことに伴う利用料金の減少による、施設管理経費の不足
- (3) 感染症拡大防止対策経費の増加分
※変更額の算定にあたっては、開館時間の短縮等により不要となった人件費や光熱水費等に係る金額を控除している。

4 今後の予定

令和3年3月 指定管理者との年度協定の変更及び変更後の指定管理料の支払

【参考1】

(単位：千円)

対象施設	当初の 指定管理料	変更後の 指定管理料	補正額
科学館	399,100	404,768	5,668

(9月補正後)

対象施設	9月補正後の 指定管理料	変更後の 指定管理料	補正額
科学館	404,768	420,536	15,768

(2月補正後)

【参考2】

「3 補正予算の概要」における増減事由別一覧

(単位：千円)

増減事由	金額
(1) R2.6.1～R3.1.7の施設管理経費の不足分	25,543
(2) R3.1.8～R3.3.31の施設管理経費の不足分	6,899
(3) 感染症拡大防止対策経費の増額分	1,210
※不要となった人件費、光熱水費等	△ 17,884
計	15,768

議 案 説 明

令和2年度補正予算について、市長に意見を申し出るため、千葉市教育委員会組織規則第8条第6号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第2号

令和3年度当初予算について

令和3年度当初予算を定めることについて、次のとおり市長に申し出るものとする。

令和3年1月29日提出

千葉市教育委員会教育長 磯野和美

令和3年度当初予算（教育委員会所管分）の概要

一般会計 教育費 当初予算額 687億7,000万円

構成比（教育費／一般会計） 14.7%

増減率（対前年度） △7.0%

（単位：千円）

区 分	令和3年度	令和2年度	増 減	増 減 率 %
一 般 会 計 ①	466,400,000	463,600,000	2,800,000	0.6
教 育 費（当初予算） ②	68,769,819	73,952,227	△ 5,182,408	△ 7.0
構 成 比 ②/①	14.7	15.9	—	—
災 害 復 旧 費 ③	30,000	14,600	15,400	105.5
教育委員会所管（一般会計） (A)=②+③	68,799,819	73,966,827	△ 5,167,008	△ 7.0
教 育 費（補正前倒し） ④	4,962,291	2,428,500	2,533,791	104.3
教 育 費（当初+補正） ②+④	73,732,110	76,380,727	△ 2,648,617	△ 3.5
特 別 計 学 校 給 食 事 業 (B)	8,974,860	8,781,296	193,564	2.2

教育委員会 教育総務部

(単位：千円)

課名	事務事業名	事業内容	備考
企画課	オリンピック・パラリンピック教育の推進	<p style="text-align: right;">71,088 (80,530)</p> <p style="text-align: center;">〔国費 7,881 市費 63,207〕</p> <p>児童生徒のパラスポーツへの理解を促進し、関心を高めるとともに、多様性理解や国際理解の力をはぐくむ教育を推進する。</p> <p>1 パラスポーツ体験授業 2 パラリンピックの試合観戦 3 パラスポーツ交流会の開催</p>	拡充
	公立夜間中学設置に向けた検討	<p style="text-align: right;">588 (400)</p> <p style="text-align: center;">〔国費 196 市費 392〕</p> <p>義務教育を修了しないまま学齢期を経過した者や、様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した者に対応するための夜間中学の設置に向け、学習ニーズ調査などを実施する。</p> <p>1 学習ニーズ調査 2 市民説明会などの実施</p>	
教育職員課・教育指導課	小学校における専科指導のための講師の配置	<p style="text-align: right;">230,999 (165,276)</p> <p style="text-align: center;">〔国費 36,401 諸収入 593〕 〔市費 194,005〕</p> <p>専門性の高い指導を実施するとともに、学級担任が児童と向き合う時間を確保するため、専科指導教員又は講師を全市立小学校に配置するにあたり、必要となる図工・家庭・体育の講師を増員する。</p> <p>専科科目 音楽、図工、家庭、体育 配置人数 60人→84人</p>	拡充
教育職員課	子どもへの性犯罪・性暴力初期対応研修	<p style="text-align: right;">363 (—)</p> <p style="text-align: center;">〔市費 363〕</p> <p>性犯罪・性暴力被害を受けた児童生徒への対応力を高めるための研修を実施する。</p> <p>対象者 養護教諭・教育相談担当教諭</p>	新規

教育委員会 教育総務部

(単位：千円)

課名	事務事業名	事業内容	備考
教育職員課	スクール・サポート・スタッフの配置	292,169 (37,520) 〔国費 292,067 諸収入 102〕	拡充
		<p>教員の負担軽減を図るとともに、児童生徒への指導や教科研究などに注力できるよう、学習プリントや実技教科の教材の準備、データ入力などの業務を行うスタッフを増員し、全市立小・中・高・特別支援学校に配置する。</p> <p>配置人数 18人→228人</p>	
学校施設課	学校施設の環境整備	1,045,706 (3,259,778) 〔国費 63,259 市債 950,000〕 〔市費 32,447〕	
		<p>学校施設の長寿命化を図るため、計画的な保全改修を行うとともに、時代の要求水準に沿った施設環境・機能に改善するための質的整備を行う。</p> <p>1 工事</p> <p>大規模改造 小学校5校、中学校1校</p> <p>屋上防水改修 小学校6校、中学校3校</p> <p>2 実施設計</p> <p>大規模改造 小学校2校、中学校2校</p> <p>外壁改修 小学校1校、中学校2校 特別支援学校1校</p> <p>トイレ改修 小学校8校、中学校3校 特別支援学校2校</p>	
		<p>適正配置改修</p> <p>285,772 (1,644,157) 〔市債 281,000 市費 4,772〕</p> <p>学校適正配置事業により廃校となった旧花見川第二小学校跡地の一部を隣接する花見川中学校のグラウンドとして活用するため改修を行う。</p>	
学校防犯対策	学校防犯対策	13,612 (14,093) 〔市費 13,612〕	拡充
		<p>学校施設への不法侵入を防止するため、防犯カメラシステムを設置し、安全で安心な学校づくりを推進する。</p> <p>設置校 100校→110校</p>	

教育委員会 学校教育部

(単位：千円)

課名	事務事業名	事業内容	備考
学 事 課	学校と地域の連携・協働体制の整備	<p style="text-align: right;">2,527 (2,172)</p> <p style="text-align: center;">〔国費 841 市費 1,686〕</p> <p>学校・家庭・地域が一体となって、地域ぐるみで子どもを育てる体制を整備するため、学校支援地域本部を設置する。 設置校 46校 → 56校</p>	拡 充
教 育 改 革 推 進 課	千葉市立中等教育学校設置	<p style="text-align: right;">32,600 (—)</p> <p style="text-align: center;">〔国費 1,363 市費 31,237〕</p> <p>令和4年4月の中等教育学校設置に向け、保護者などへの説明会や開校準備で必要となる物品の購入などを行うとともに、老朽化した校舎の耐力度調査を実施する。</p>	
教 育 指 導 課	日本語指導通級教室通所費助成	<p style="text-align: right;">496 (—)</p> <p style="text-align: center;">〔市費 496〕</p> <p>日本語指導通級教室に通級している生徒で、準要保護生徒を対象に、通級にかかる交通費を助成する。</p>	新 規
	外国人児童生徒指導協力員配置	<p style="text-align: right;">46,567 (39,145)</p> <p style="text-align: center;">〔国費 15,386 諸収入 105〕 〔市費 31,076〕</p> <p>外国人児童生徒の日本語習得を支援するため、外国人児童生徒指導協力員の配置を拡充する。 外国人児童生徒指導協力員 13人 → 15人</p>	拡 充

教育委員会 学校教育部

(単位：千円)

課名	事務事業名	事業内容	備考
教育指導課	中学校等英語 外国語指導助手派遣	110,534 (72,442) 〔市費 110,534〕 他に債務負担行為 110,534 (—)	拡 充
		中学校への年間を通しての配置を実現するとともに、令和4年4月の中等教育学校設置に伴う教育課程充実のため、外国語指導助手の配置を拡充する。 1 中学校 年間約13時間 → 35時間 2 市立千葉高校・市立稲毛高校・同附属中学校 2人 → 3人(各校1人配置)	
教育支援課	スクールカウンセラー活用	178,518 (177,945) 〔国費 59,445 市費 119,073〕	拡 充
		いじめや不登校などに対応するため、臨床心理士などによる児童生徒へのカウンセリングや教職員及び保護者に対する助言・援助を行う。 1 小学校への配置 35週 → 37週 2 特別支援学校への配置 35週 → 40週	
教育支援課	SNSを活用した教育相談	4,000 (7,939) 〔国費 36 市費 3,964〕	拡 充
		市立中学校・高等学校・特別支援学校の生徒の、いじめや不登校などの様々な悩みに応えるため、SNSを活用した教育相談を行う。 1 教育相談の日数 週2日 → 週3日	
教育支援課	市立養護学校スクールバスの増便	46,870 (28,708) 〔国費 17,072 市費 29,798〕	拡 充
		市立養護学校のスクールバスについて、感染症対策を徹底しつつ、過密状態を解消するために、増便を行う。 1 市立養護学校のスクールバスの台数 5台 → 7台	
教育支援課	不登校児童生徒の学習支援と フリースクールとの連携	5,192 (4,939) 〔繰入金 300 市費 4,892〕	拡 充
		フリースクールと連携し、インターネットを活用した学習支援に加え、実技・体験学習、進路学習などの学習支援の内容を拡充する。 また、フリースクールへの学習図書の貸与やフリースクールなどへ通う要保護・準要保護家庭に対し、通所費などを助成する。 1 フリースクールへの委託事業 2 活動費、通所費の経済的支援	

教育委員会 学校教育部

(単位：千円)

課名	事務事業名	事業内容	備考
保健 体育 課	地域部活動推進	<p style="text-align: right;">1,675 (ー)</p> <p style="text-align: center;">〔国費 1,675〕</p> <p>国の「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」に関する実践研究を、中学校において行う。 令和5年度以降の休日の部活動の段階的な地域移行に向けて、地域人材の確保や費用負担の在り方、運営団体の確保などの課題に総合的に取り組む。</p>	新規
	小学校給食室冷暖房設備設置	<p style="text-align: right;">10,500 (25,000)</p> <p style="text-align: center;">〔市費 10,500〕</p> <p>他に債務負担行為 250,000 (373,201)</p> <p>給食従事職員の熱中症対策として、小学校10校の給食室に冷暖房設備を整備し、適正な作業環境を整える。</p>	
	学校給食運営	<p style="text-align: right;">8,974,860 (8,781,296)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> <p>事業収入 4,061,263 国費 156,277</p> <p>繰入金 4,617,976 諸収入 1,344</p> <p>市・債 138,000</p> </div> <p>成長期にある児童・生徒に、安心・安全でおいしくバランスのとれた栄養豊かな学校給食を提供する。 また、新港学校給食センター・こてはし学校給食センター・大宮学校給食センターの管理運営を行う。</p>	特別会計
教育 セ ン タ ー	I C T 支援員配置	<p style="text-align: right;">326,700 (6,336)</p> <p style="text-align: center;">〔国費 163,350 市費 163,350〕</p> <p>I C T 活用に関する教員及び児童生徒への等質な支援を行うため、全市立小・中・特別支援学校に支援員を配置する。</p> <p>配置校 小学校2校 → 小・中・特別支援学校165校</p>	拡充

教育委員会 生涯学習部

(単位：千円)

課名	事務事業名	事業内容	備考
生涯学習振興課	放課後子ども教室	<p style="text-align: right;">586,104 (415,452)</p> <p style="text-align: center;">〔 国費 102,433 県費 89,106 〕 〔 諸収入 157,338 市費 237,227 〕</p> <p style="text-align: right;">他に債務負担行為 1,205,000 (469,000)</p> <hr/> <p>子どもたちの放課後の充実を図るため、小学校において、地域の参画のもと、多様な体験・学習の機会を提供する。</p> <p>1 アフタースクールの運営 (子どもルームとの一体型運営) (1)実施校の拡大 12校→18校 (2)令和4年度導入校6校拡大に向けた開設準備</p> <p>2 総合コーディネーターによる活動支援(モデル)実施校 17校</p>	拡充
	科学教育推進	<p style="text-align: right;">717,776 (569,397)</p> <p style="text-align: center;">〔 繰入金 500 市債 174,000 〕 〔 市費 543,276 〕</p> <p style="text-align: right;">他に債務負担行為 175,000 (—)</p> <hr/> <p>科学都市戦略事業方針に基づき、子どもたちの探究心向上と青少年の創造力育成をはじめ、幅広い世代の市民が科学・技術に触れあう機会を提供する。</p> <p>1 科学館展示リニューアル施工 2 科学館管理運営(指定管理) 3 未来の科学者育成プログラム 4 理科教育活性化 他</p>	新規
	生涯学習センター管理運営	<p style="text-align: right;">593,882 (600,628)</p> <p style="text-align: center;">〔 使用料 10,347 市債 10,000 〕 〔 市費 573,535 〕</p> <hr/> <p>市民の生涯学習活動を総合的に支援し、生涯学習の振興を図るための中核的施設として、指定管理により生涯学習センターの管理運営を行う。</p>	
	公民館管理運営	<p style="text-align: right;">1,399,766 (1,501,166)</p> <p style="text-align: center;">〔 諸収入 37 市債 11,000 〕 〔 市費 1,388,729 〕</p> <hr/> <p>地域住民の最も身近な学習拠点及び交流の場としてその役割をより効果的に果たすため、指定管理により47公民館の管理運営を行う。</p>	

課名	事務事業名	事業内容	備考
文化財課	文化財保存活用地域計画 基礎調査	1,500 (—) 〔市費 1,500〕 市内文化財の保存・活用に関する中長期的な基本方針と具体的な事業等を定める文化財保存活用地域計画の策定に向け、既存の調査資料の再整理、分析及び課題抽出などを行う。	新規
	加曽利貝塚の魅力向上	273,809 (411,476) 〔国費 111,788 諸収入 4,026〕 〔市債 103,000 市費 54,995〕 特別史跡加曽利貝塚の魅力や重要性を多くの方にとってもらうため、史跡等の整備や縄文貝塚文化の研究を進めるとともに、縄文体験やイベントを実施する。 1 史跡等の整備 (1) 利便性向上などの短期的な史跡整備 便益施設新築工事、復元住居製作設置 他 (2) 加曽利貝塚博物館の移転 整備・運営手法等検討調査 (3) 縄文の森ゾーン・水辺ゾーン事業化検討調査 2 縄文貝塚文化研究の推進 (1) 発掘調査及び見学会の実施 (2) 発掘資料の整理・調査・研究 3 縄文体験および集客イベントの充実 (1) 縄文体験プログラム運営 (2) 縄文春まつり・秋まつり 他	
	博物館管理運営	73,561 (67,432) 〔使用料 29 繰入金 4,000〕 〔諸収入 1,945 市債 1,000〕 〔市費 66,587〕 1 加曽利貝塚博物館管理運営 加曽利貝塚に関する調査研究を進めるとともに、縄文文化の理解促進を図るため、展示、教育普及活動などを行う。 (1) 加曽利貝塚から出土した資料などの展示・企画展の実施 (2) 貝塚関係資料などの調査研究 (3) 縄文時代研究講座や縄文土器づくり講座などの実施 2 郷土博物館管理運営 本市の歴史・民俗に関する資料収集・調査研究を進めるとともに、郷土史への興味を喚起するため、展示、教育普及活動及び書籍の刊行などを行う。 (1) 千葉市の歴史・民俗に関する展示・調査研究 (2) 千葉氏に関する研究及び啓発 (3) 歴史講座などの教育普及 (4) 市史編さん 「(仮称) 千葉市の歴史読本」の刊行	新規

教育委員会 生涯学習部

(単位：千円)

課名	事務事業名	事業内容	備考
中央図書館 地区図書館	花見川図書館とこてはし台公民館の複合化	20,000 (—) [市債 17,000 市費 3,000] 共に老朽化した2つの施設について、効率的な施設運営及び市民の利便性向上を図るため、現在の花見川図書館の1階部分を図書館、2階部分をこてはし台公民館として、複合化するための実施設計を行う。 1 改修工事実施設計 2 エアコン移設など	新規
	図書館管理運営	856,679 (825,413) [繰入金 1,500 諸収入 3,553] [市費 851,626] 図書資料の整備に努め、身近で頼れる市民の図書館として充実した図書館サービスを提供するとともに、施設の管理運営を行う。 1 図書資料整備 2 電子書籍整備 図書館に来館することなく自宅などで読書が可能となる電子書籍を導入する。	新規

議 案 説 明

令和3年度当初予算について、市長に意見を申し出るため、千葉市教育委員会組織規則第8条第6号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第3号

千葉市立中等教育学校設置条例の制定について

千葉市立中等教育学校設置条例を次のとおり制定するよう市長に申し出るものとする。

令和3年1月29日提出

千葉市教育委員会教育長 磯野和美

千葉市条例第 号

千葉市立中等教育学校設置条例

(設置)

第1条 本市は、市立中等教育学校を設置する。

(名称等)

第2条 市立中等教育学校の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
千葉市立稲毛国際中等教育学校	千葉市美浜区高浜3丁目1番1号

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。



議案説明

中等教育学校の設置に伴い、条例を制定しようとするものであります。

議案第4号

中等教育学校の設置に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

中等教育学校の設置に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定するよう市長に申し出るものとする。

令和3年1月29日提出

千葉市教育委員会教育長 磯野和美

千葉市条例第 号

中等教育学校の設置に伴う関係条例の整備に関する条例

(千葉市立高等学校授業料等徴収条例の一部改正)

第1条 千葉市立高等学校授業料等徴収条例(昭和34年千葉市条例第23号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

千葉市立学校授業料等徴収条例

第1条中「千葉市立高等学校」の次に「及び千葉市立中等教育学校の後期課程」を加え、「市立高等学校」を「市立高等学校等」に、「及び入学料」を「入学料及び進級料」に改める。

第2条を次のように改める。

(授業料等の額)

第2条 市立高等学校等の授業料、入学料及び進級料(以下この条において「授業料等」という。)の額は、次の表のとおりとする。

学校の別	授業料等の額	
市立高等学校	授業料	月額 9,900円
	入学料	5,650円
市立中等教育学校の後期課程	授業料	月額 9,900円
	入学料	5,650円
	進級料	5,650円

第3条第4項中「高等学校」を「学校」に改める。

第4条の見出し中「入学料」の次に「又は進級料」を加え、同条中「高等学校」を「学校」に改め、「転入学」の次に「及び編入学」を

加え、同条に次の1項を加える。

2 市立中等教育学校にあつては、前期課程から後期課程に進級する者は、進級の際進級料を納めなければならない。

第6条中「及び入学料」を「、入学料及び進級料」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(千葉県証明等手数料条例の一部改正)

第2条 千葉県証明等手数料条例(昭和22年千葉県条例第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第32号中「中学校」を「中等教育学校」に改める。

(千葉県職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 千葉県職員の給与に関する条例(昭和26年千葉県条例第36号)の一部を次のように改正する。

第20条の5第1項中「中学校」の次に「、中等教育学校の前期課程」を加え、同条第3項中「高等学校」の次に「、中等教育学校の後期課程」を加える。

第21条の2第13号及び別表第2備考第1項中「特別支援学校又は高等学校」を「高等学校、中等教育学校又は特別支援学校」に改める。

(日本スポーツ振興センター共済掛金徴収条例の一部改正)

第4条 日本スポーツ振興センター共済掛金徴収条例(昭和35年千葉県条例第16号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表義務教育諸学校の項中「義務教育諸学校」を「義務教育諸学校(小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中等部をいう。)」に改め、同表高等学校の項中「高等学校」を「高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)」に改め、同表特別支援学校(高等部)の項中「特別支援学校(高等部)」を「特別支援学校の高等部」に改める。

(千葉県育英資金支給条例の一部改正)

第5条 千葉県育英資金支給条例(昭和36年千葉県条例第43号)の一部を次のように改正する。

第2条中「千葉市立高等学校」の次に「又は千葉市立中等教育学校の後期課程」を加える。

第4条中「千葉市立高等学校」の次に「又は千葉市立中等教育学校」を加える。

(千葉市職員の特務手当支給条例の一部改正)

第6条 千葉市職員の特務手当支給条例(昭和37年千葉市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第11条中「特別支援学校又は高等学校」を「高等学校、中等教育学校又は特別支援学校」に改める。

(千葉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第7条 千葉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和39年千葉市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第8条の4中「特別支援学校及び高等学校」を「高等学校、中等教育学校及び特別支援学校」に改める。

(千葉市学校給食センター設置管理条例の一部改正)

第8条 千葉市学校給食センター設置管理条例(昭和42年千葉市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第3条中「及び中学校」を「、中学校及び中等教育学校の前期課程」に改める。

(千葉市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正)

第9条 千葉市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(昭和42年千葉市条例第60号)の一部を次のように改正する。

第1条中「高等学校」の次に「、中等教育学校」を加える。

(子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正)

第10条 子どもの医療費の助成に関する条例(昭和45年千葉市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「中学校」の次に「又は中等教育学校の前期課程」を加える。

(千葉市教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部改正)

第11条 千葉市教育職員の給与等の特別措置に関する条例（昭和46年千葉市条例第73号）の一部を次のように改正する。

第2条中「特別支援学校及び高等学校」を「高等学校、中等教育学校及び特別支援学校」に改める。

（千葉市学校心疾患対策委員会設置条例の一部改正）

第12条 千葉市学校心疾患対策委員会設置条例（平成22年千葉市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「中学校」の次に「、中等教育学校の前期課程」を加える。

（千葉市学校腎疾患対策委員会設置条例の一部改正）

第13条 千葉市学校腎疾患対策委員会設置条例（平成22年千葉市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「中学校」の次に「、中等教育学校の前期課程」を加える。

（千葉市学校脊柱側弯症対策委員会設置条例の一部改正）

第14条 千葉市学校脊柱側弯症対策委員会設置条例（平成22年千葉市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「中学校」の次に「、中等教育学校の前期課程」を加える。

（千葉市自転車を活用したまちづくり条例の一部改正）

第15条 千葉市自転車を活用したまちづくり条例（平成29年千葉市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「及び高等学校」を「、高等学校及び中等教育学校」に改める。

（千葉市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の一部改正）

第16条 千葉市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例（平成29年千葉市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第3条中「高等学校」の次に「及び中等教育学校の後期課程」を加える。

（千葉市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例の一部改正）

正)

第17条 千葉市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例
(令和元年千葉市条例第30号)の一部を次のように改正する。

別表第2備考中「特別支援学校又は高等学校」を「高等学校、中等
教育学校又は特別支援学校」に改める。

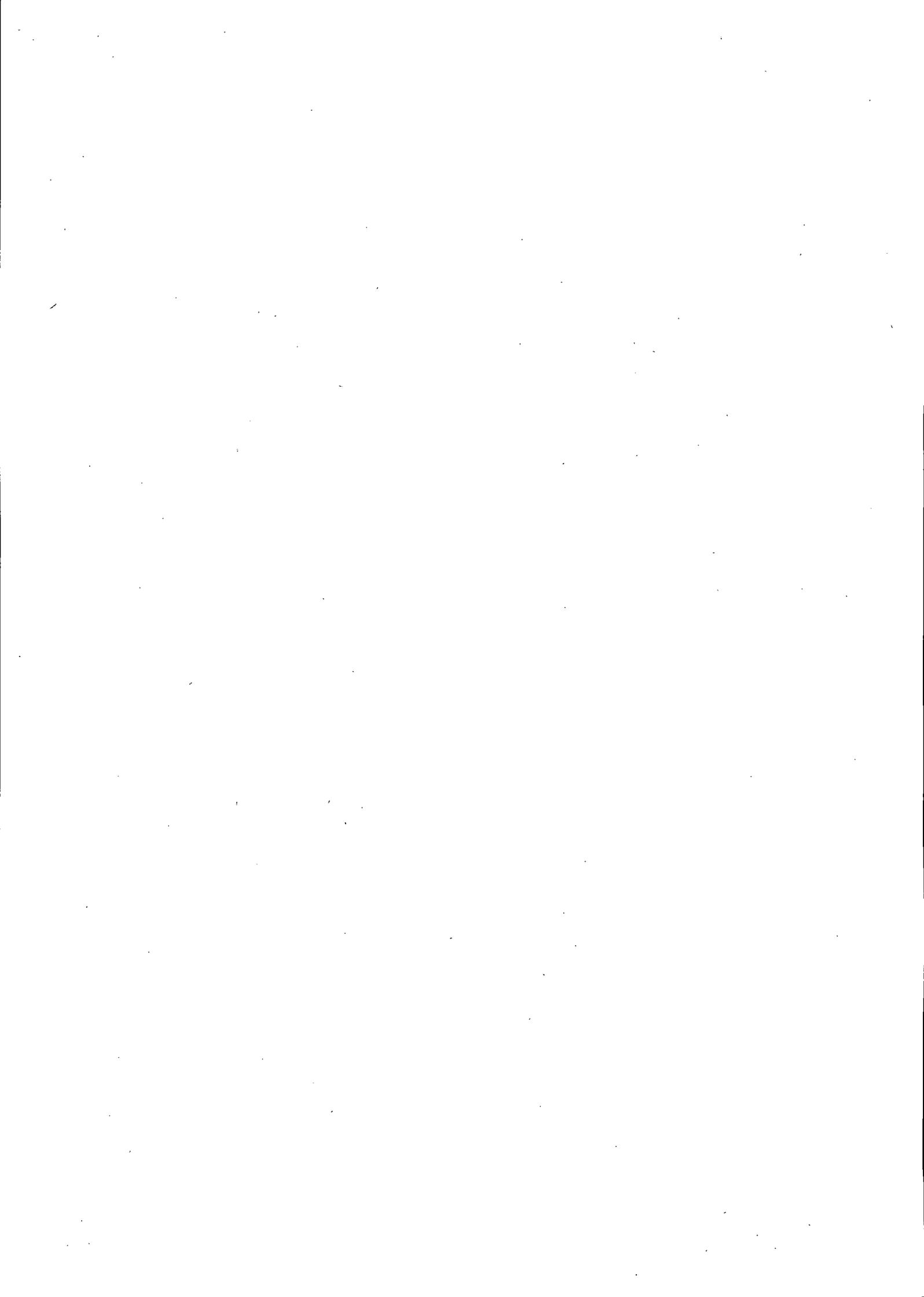
附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定
は、令和3年4月1日から施行する。

~~~~~

#### 議 案 説 明

稲毛国際中等教育学校の設置に伴い、中等教育学校の後期課程の授  
業料等を定めるほか、所要の改正を行うよう市長に申し出ることにつ  
いて、千葉市教育委員会組織規則第8条第6号の規定により議決を求  
めるものであります。



令和3年1月29日

令和3年千葉市教育委員会会議第1回定例会

[参考資料(2)]

|         |       |   |
|---------|-------|---|
| 議案第3号関係 | ..... | 1 |
| 議案第4号関係 | ..... | 3 |



## 千葉市立中等教育学校設置条例の制定について

### 1 制定の趣旨

新たに、中等教育学校を設置する。

### 2 中等教育学校\*の概要

※ 中等教育学校とは、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、義務教育として行われる普通教育並びに高度な普通教育及び専門教育を一貫して施すことを目的とするもの

#### (1) 名称

千葉市立稲毛国際中等教育学校

#### (2) 位置

美浜区高浜3丁目1番1号 (稲毛高等学校の位置)

#### (3) 施設

稲毛高等学校及び稲毛高等学校附属中学校の校舎を改修して使用

#### (4) 学級数等

① 定員 1学年 4学級 160人

※現在 高等学校 (普通) 7学級 280人 ・ (国際教養) 1学級 40人  
附属中学校 2学級 80人

② 学校規模 24学級 960人 ※現在 30学級 1,200人

学校規模でみる中等教育学校への移行スケジュール

※表中の数字は学級数。

| 年度        | R元 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | 中等教育<br>学校 |    |
|-----------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|------------|----|
| 高等学校      | 3年 | 8  | 8  | 8  | 8  | 8  | 6  | 6  | 6  | 4   | 4          | 6年 |
|           | 2年 | 8  | 8  | 8  | 8  | 6  | 6  | 6  | 4  | 4   | 4          | 5年 |
|           | 1年 | 8  | 8  | 8  | 6  | 6  | 6  | 4  | 4  | 4   | 4          | 4年 |
| 附属<br>中学校 | 3年 | 2  | 2  | 2  | 2  | 2  | 4  | 4  | 4  | 4   | 4          | 3年 |
|           | 2年 | 2  | 2  | 2  | 2  | 4  | 4  | 4  | 4  | 4   | 4          | 2年 |
|           | 1年 | 2  | 2  | 2  | 4  | 4  | 4  | 4  | 4  | 4   | 4          | 1年 |
| 学校規模      | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 | 28 | 26 | 24 | 24  |            |    |

4月  
開校

完成

③ 設置課程・学科

後期課程 について 全日制の課程・普通科 単位制

これまで国際教養科で培ってきたものを継続するとともに、より発展させ、教育課程等で生かせるようにしていくことを検討する。

④ 通学区域 千葉市内

(5) 教育内容等

① 学校像

地域・世界・未来を切り拓くグローバル・リーダーの育成

② 特色ある教育活動

- 中高一貫教育の特性を生かした国際教育
- 地域や世界の視点に立ち様々な課題を探究する課題発見・解決型学習
- 次世代の社会を支える資質・能力を育成する幅広い教養

3 施行期日

令和4年4月1日

## 中等教育学校の設置に伴う関係条例の整備に関する条例 の制定について

### 1 改正の趣旨

稲毛国際中等教育学校の設置に伴い、中等教育学校の後期課程の授業料等を定めるほか、  
所要の改正を行う。

### 2 改正の概要

(1) 中等教育学校の後期課程の授業料等を定める。

ア 千葉市立高等学校授業料等徴収条例

(2) 各条例の関係する規定において、対象とする学校に中等教育学校を加える等の所要の  
改正を行う。

ア 千葉市証明等手数料条例

イ 千葉市職員の給与に関する条例

ウ 日本スポーツ振興センター共済掛金徴収条例

エ 千葉市育英資金支給条例

オ 千葉市職員の特殊勤務手当支給条例

カ 千葉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例

キ 千葉市学校給食センター設置管理条例

ク 千葉市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例

ケ 子どもの医療費の助成に関する条例

コ 千葉市教育職員の給与等の特別措置に関する条例

サ 千葉市学校心疾患対策委員会設置条例

シ 千葉市学校腎疾患対策委員会設置条例

ス 千葉市学校脊柱側弯症対策委員会設置条例

セ 千葉市自転車を活用したまちづくり条例

ソ 千葉市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例

タ 千葉市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例

### 3 施行期日

令和4年4月1日 ただし、(2)アは令和3年4月1日

新旧対照表（中等教育学校の設置等に伴う関係条例の整備に関する条例）

（千葉市立高等学校授業料等徴収条例の一部改正）

第1条 千葉市立高等学校授業料等徴収条例（昭和34年千葉市条例第23号）の一部を次のように改正する。

| 改正前                                                                                                                          | 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |           |        |  |        |     |           |     |        |                       |     |           |     |        |     |        |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|--------|--|--------|-----|-----------|-----|--------|-----------------------|-----|-----------|-----|--------|-----|--------|
| <u>千葉市立高等学校授業料等徴収条例</u>                                                                                                      | <u>千葉市立学校授業料等徴収条例</u>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |           |        |  |        |     |           |     |        |                       |     |           |     |        |     |        |
| (趣旨)<br>第1条 この条例は、千葉市立高等学校<br>(以下「 <u>市立高等学校</u> 」<br>という。)の授業料及び入学料<br>の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。                                | (趣旨)<br>第1条 この条例は、千葉市立高等学校及び千葉市<br><u>立中等教育学校の後期課程</u> （以下「 <u>市立高等学校</u><br><u>等</u> 」という。）の授業料、 <u>入学料及び進級料</u><br>の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。                                                                                                                                                                                                                                                                |           |        |  |        |     |           |     |        |                       |     |           |     |        |     |        |
| (授業料等の額)<br>第2条 <u>市立高等学校の入学料は、次の額により</u><br><u>徴収するものとする。</u><br>授業料 月額 9,900円<br>入学料 5,650円                                | (授業料等の額)<br>第2条 <u>市立高等学校等の授業料、入学料及び進</u><br><u>級料（以下この条において「授業料等」とい</u><br><u>う。）の額は、次のとおりとする。</u>                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |           |        |  |        |     |           |     |        |                       |     |           |     |        |     |        |
|                                                                                                                              | <table border="1"> <thead> <tr> <th>学校の別</th> <th colspan="2">授業料等の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市立高等学校</td> <td>授業料</td> <td>月額 9,900円</td> </tr> <tr> <td>入学料</td> <td>5,650円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">市立中等教育<br/>学校の後期課<br/>程</td> <td>授業料</td> <td>月額 9,900円</td> </tr> <tr> <td>入学料</td> <td>5,650円</td> </tr> <tr> <td>進級料</td> <td>5,650円</td> </tr> </tbody> </table> | 学校の別      | 授業料等の額 |  | 市立高等学校 | 授業料 | 月額 9,900円 | 入学料 | 5,650円 | 市立中等教育<br>学校の後期課<br>程 | 授業料 | 月額 9,900円 | 入学料 | 5,650円 | 進級料 | 5,650円 |
| 学校の別                                                                                                                         | 授業料等の額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |           |        |  |        |     |           |     |        |                       |     |           |     |        |     |        |
| 市立高等学校                                                                                                                       | 授業料                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 月額 9,900円 |        |  |        |     |           |     |        |                       |     |           |     |        |     |        |
|                                                                                                                              | 入学料                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 5,650円    |        |  |        |     |           |     |        |                       |     |           |     |        |     |        |
| 市立中等教育<br>学校の後期課<br>程                                                                                                        | 授業料                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 月額 9,900円 |        |  |        |     |           |     |        |                       |     |           |     |        |     |        |
|                                                                                                                              | 入学料                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 5,650円    |        |  |        |     |           |     |        |                       |     |           |     |        |     |        |
|                                                                                                                              | 進級料                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 5,650円    |        |  |        |     |           |     |        |                       |     |           |     |        |     |        |
| (授業料の納付)<br>第3条 (略)<br>2・3 (略)<br>4 他の <u>高等学校</u> へ転学する者又は他の <u>高等学校</u><br>から転入する者は、転学する日又は転入する日の<br>属する月分の授業料を納めなければならない。 | (授業料の納付)<br>第3条 (略)<br>2・3 (略)<br>4 他の <u>学校</u> へ転学する者又は他の <u>学校</u><br>から転入する者は、転学する日又は転入する日の<br>属する月分の授業料を納めなければならない。                                                                                                                                                                                                                                                                                  |           |        |  |        |     |           |     |        |                       |     |           |     |        |     |        |
| (入学料の納付)<br>第4条 入学（他の <u>高等学校</u> からの転入学<br>を含む。以下同じ。）を許可された者は、<br>入学の際入学料を納めなければならない。                                       | (入学料又は進級料の納付)<br>第4条 入学（他の <u>学校</u> からの転入学及び編<br><u>入学</u> を含む。以下同じ。）を許可された者は、<br>入学の際入学料を納めなければならない。<br>2 <u>市立中等教育学校にあっては、前期課程から</u><br><u>後期課程に進級する者は、進級の際進級料を納</u><br><u>めなければならない。</u>                                                                                                                                                                                                              |           |        |  |        |     |           |     |        |                       |     |           |     |        |     |        |
| 第5条 (略)                                                                                                                      | 第5条 (略)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |           |        |  |        |     |           |     |        |                       |     |           |     |        |     |        |
| (既納の授業料等の不還付)<br>第6条 既納の授業料 <u>及び入学料</u> は還付し<br>ない。                                                                         | (既納の授業料等の不還付)<br>第6条 既納の授業料、 <u>入学料及び進級料</u> は還付し<br>ない。 <u>ただし、市長が特に必要があると認めると</u><br><u>きは、この限りでない。</u>                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |           |        |  |        |     |           |     |        |                       |     |           |     |        |     |        |

(千葉市証明等手数料条例の一部改正)

第2条 千葉市証明等手数料条例(昭和22年千葉市条例第15号)の一部を次のように改正する。

| 改正前                                          | 改正後                                             |
|----------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 千葉市証明等手数料条例                                  | 千葉市証明等手数料条例                                     |
| 第1条 (略)                                      | 第1条 (略)                                         |
| (手数料を徴収する事務及び手数料の額)                          | (手数料を徴収する事務及び手数料の額)                             |
| 第2条 手数料を徴収する事務及び手数料の額は、次に掲げるとおりとする。          | 第2条 手数料を徴収する事務及び手数料の額は、次に掲げるとおりとする。             |
| (1)～(31) (略)                                 | (1)～(31) (略)                                    |
| (32) <u>中学校</u> 又は高等学校の入学検査料<br>1回につき 2,200円 | (32) <u>中等教育学校</u> 又は高等学校の入学検査料<br>1回につき 2,200円 |
| (33)～(35) (略)                                | (33)～(35) (略)                                   |
| 第3条～第8条 (略)                                  | 第3条～第8条 (略)                                     |

(千葉市職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 千葉市職員の給与に関する条例(昭和26年千葉市条例第36号)の一部を次のように改正する。

| 改正前                                                                                              | 改正後                                                                                                               |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 千葉市職員の給与に関する条例                                                                                   | 千葉市職員の給与に関する条例                                                                                                    |
| 第1条～第20条の4 (略)                                                                                   | 第1条～第20条の4 (略)                                                                                                    |
| (義務教育等教員特別手当)                                                                                    | (義務教育等教員特別手当)                                                                                                     |
| 第20条の5 小学校、中学校<br>又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の教育職員には、義務教育等教員特別手当を支給する。                                   | 第20条の5 小学校、中学校、 <b>中等教育学校の前期課程</b> 又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の教育職員には、義務教育等教員特別手当を支給する。                                   |
| 2 (略)                                                                                            | 2 (略)                                                                                                             |
| 3 高等学校 又は特別支援学校の高等部の教育職員については、第1項に規定する教育職員との権衡上必要と認められる範囲内において、規則で定めるところにより、義務教育等教員特別手当を支給する。    | 3 高等学校、 <b>中等教育学校の後期課程</b> 又は特別支援学校の高等部の教育職員については、第1項に規定する教育職員との権衡上必要と認められる範囲内において、規則で定めるところにより、義務教育等教員特別手当を支給する。 |
| 4・5 (略)                                                                                          | 4・5 (略)                                                                                                           |
| 第21条 (略)                                                                                         | 第21条 (略)                                                                                                          |
| (給与からの控除)                                                                                        | (給与からの控除)                                                                                                         |
| 第21条の2 次の各号に掲げるものは、職員に給与を支給する際、その給与から控除することができる。                                                 | 第21条の2 次の各号に掲げるものは、職員に給与を支給する際、その給与から控除することができる。                                                                  |
| (1)～(12) (略)                                                                                     | (1)～(12) (略)                                                                                                      |
| (13) 小学校、中学校、 <b>特別支援学校又は高等学校</b> の職員及び保護者により構成される団体であつて、社会教育に関する事業又は構成員の親睦のために組織されたものの会費その他の負担金 | (13) 小学校、中学校、 <b>高等学校、中等教育学校又は特別支援学校</b> の職員及び保護者により構成される団体であつて、社会教育に関する事業又は構成員の親睦のために組織されたものの会費その他の負担金           |
| 第22条～第24条 (略)                                                                                    | 第22条～第24条 (略)                                                                                                     |
| 別表第1 (略)                                                                                         | 別表第1 (略)                                                                                                          |
| 別表第2<br>教育職給料表 (略)<br>備考                                                                         | 別表第2<br>教育職給料表 (略)<br>備考                                                                                          |
| 1 この表は、小学校、中学校、 <b>特別支援学校又は高等学校</b> の校長、教頭、主幹教諭、教諭、助教諭その他の職員(特定任期付職員を除く。)で人事委員会規則で定めるものに適用する。    | 1 この表は、小学校、中学校、 <b>高等学校、中等教育学校又は特別支援学校</b> の校長、教頭、主幹教諭、教諭、助教諭その他の職員(特定任期付職員を除く。)で人事委員会規則で定めるものに適用する。              |
| 2 (略)                                                                                            | 2 (略)                                                                                                             |
| 別表第3～別表第7 (略)                                                                                    | 別表第3～別表第7 (略)                                                                                                     |

(日本スポーツ振興センター共済掛金徴収条例の一部改正)

第4条 日本スポーツ振興センター共済掛金徴収条例(昭和35年千葉市条例第16号)の一部を次のように改正する。

| 改正前                                                                                                                                      |        | 改正後                                                                                                                                      |        |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 日本スポーツ振興センター共済掛金徴収条例                                                                                                                     |        | 日本スポーツ振興センター共済掛金徴収条例                                                                                                                     |        |
| <p>第1条 独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成14年法律第162号)第17条第4項本文(同法附則第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき災害共済給付契約に係る児童、生徒、乳児及び幼児の保護者から徴収する共済掛金の額は、次のとおりとする。</p> |        | <p>第1条 独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成14年法律第162号)第17条第4項本文(同法附則第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき災害共済給付契約に係る児童、生徒、乳児及び幼児の保護者から徴収する共済掛金の額は、次のとおりとする。</p> |        |
| 区分                                                                                                                                       | 共済掛金の額 | 区分                                                                                                                                       | 共済掛金の額 |
| <u>義務教育諸学校</u>                                                                                                                           | (略)    | <u>義務教育諸学校(小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中等部をいう。)</u>                                                                               | (略)    |
| 高等学校                                                                                                                                     | (略)    | <u>高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)</u>                                                                                                             | (略)    |
| 保育所                                                                                                                                      | (略)    | 保育所                                                                                                                                      | (略)    |
| <u>特別支援学校(高等部)</u>                                                                                                                       | (略)    | <u>特別支援学校の高等部</u>                                                                                                                        | (略)    |
| 2 (略)                                                                                                                                    |        | 2 (略)                                                                                                                                    |        |
| 第2条 (略)                                                                                                                                  |        | 第2条 (略)                                                                                                                                  |        |

(千葉市育英資金支給条例の一部改正)

第5条 千葉市育英資金支給条例(昭和36年千葉市条例第43号)の一部を次のように改正する。

| 改正前                                                                            | 改正後                                                                                        |
|--------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 千葉市育英資金支給条例                                                                    | 千葉市育英資金支給条例                                                                                |
| 第1条 (略)                                                                        | 第1条 (略)                                                                                    |
| (受給資格)                                                                         | (受給資格)                                                                                     |
| 第2条 育英資金の支給を受けることができる者は、千葉市立高等学校<br>に在学する者で、次に掲げる要件に該当するものとする。                 | 第2条 育英資金の支給を受けることができる者は、千葉市立高等学校又は千葉市立中等教育学校の後期課程に在学する者で、次に掲げる要件に該当するものとする。                |
| (1)～(4) (略)                                                                    | (1)～(4) (略)                                                                                |
| 2 (略)                                                                          | 2 (略)                                                                                      |
| 第3条 (略)                                                                        | 第3条 (略)                                                                                    |
| (申請手続)                                                                         | (申請手続)                                                                                     |
| 第4条 育英資金の支給を受けようとする者は、申請書をその者が在学する千葉市立高等学校の校長(以下「校長」という。)を経由して委員会に提出しなければならない。 | 第4条 育英資金の支給を受けようとする者は、申請書をその者が在学する千葉市立高等学校又は千葉市立中等教育学校の校長(以下「校長」という。)を経由して委員会に提出しなければならない。 |
| 第5条～第8条 (略)                                                                    | 第5条～第8条 (略)                                                                                |

(千葉市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正)

第6条 千葉市職員の特殊勤務手当支給条例(昭和37年千葉市条例第24号)の一部を次のように改正する。

| 改正前                                                                                                                                                                   | 改正後                                                                                                                                                                           |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 千葉市職員の特殊勤務手当支給条例                                                                                                                                                      | 千葉市職員の特殊勤務手当支給条例                                                                                                                                                              |
| 第1条～第10条 (略)                                                                                                                                                          | 第1条～第10条 (略)                                                                                                                                                                  |
| (教育業務連絡指導の業務に従事する職員の特殊勤務手当)                                                                                                                                           | (教育業務連絡指導の業務に従事する職員の特殊勤務手当)                                                                                                                                                   |
| 第11条 教育業務連絡指導の業務に従事する職員の特殊勤務手当は、小学校、中学校 <b>特別支援学校又は高等学校</b> に勤務する教諭のうち、教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言並びにこれらに相当する職務で困難性を有するものとして市長が定める職務を担当するものが、当該担当に係る業務に従事したときに支給する。 | 第11条 教育業務連絡指導の業務に従事する職員の特殊勤務手当は、小学校、中学校、 <b>高等学校、中等教育学校又は特別支援学校</b> に勤務する教諭のうち、教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言並びにこれらに相当する職務で困難性を有するものとして市長が定める職務を担当するものが、当該担当に係る業務に従事したときに支給する。 |
| 第11条の2～第23条 (略)                                                                                                                                                       | 第11条の2～第23条 (略)                                                                                                                                                               |

(千葉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第7条 千葉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和39年千葉市条例第8号)の一部を次のように改正する。

| 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 千葉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 千葉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 第1条～第8条の3 (略)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 第1条～第8条の3 (略)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| (教育職員の業務量の適切な管理等)<br>第8条の4 教育職員(小学校、中学校、 <b>特別支援学校及び高等学校</b> の職員であって、校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者又は地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)及び実習助手の職にあるものをいう。以下この条において同じ。)の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、この条例に定めるもののほか、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)第7条に規定する指針に基づき、教育委員会規則で定めるところにより行うものとする。 | (教育職員の業務量の適切な管理等)<br>第8条の4 教育職員(小学校、中学校、 <b>高等学校、中等教育学校及び特別支援学校</b> の職員であって、校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者又は地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)及び実習助手の職にあるものをいう。以下この条において同じ。)の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、この条例に定めるもののほか、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)第7条に規定する指針に基づき、教育委員会規則で定めるところにより行うものとする。 |
| 第9条～第19条 (略)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 第9条～第19条 (略)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |

(千葉市学校給食センター設置管理条例の一部改正)

第8条 千葉市学校給食センター設置管理条例(昭和42年千葉市条例第37号)の一部を次のように改正する。

| 改正前                                                                                                            | 改正後                                                                                                                        |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 千葉市学校給食センター設置管理条例                                                                                              | 千葉市学校給食センター設置管理条例                                                                                                          |
| 第1条・第2条 (略)                                                                                                    | 第1条・第2条 (略)                                                                                                                |
| (事業)<br>第3条 給食センターは、学校給食法(昭和29年法律第160号)第2条に定める目標を達成するため、千葉市立小学校 <b>及び中学校</b> の学校給食用物資の調達、調理、輸送その他必要な事務及び事業を行う。 | (事業)<br>第3条 給食センターは、学校給食法(昭和29年法律第160号)第2条に定める目標を達成するため、千葉市立小学校、 <b>中学校及び中等教育学校の前期課程</b> の学校給食用物資の調達、調理、輸送その他必要な事務及び事業を行う。 |
| 第4条～第9条 (略)                                                                                                    | 第4条～第9条 (略)                                                                                                                |

(千葉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正)

第9条 千葉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(昭和42年千葉県条例第60号)の一部を次のように改正する。

| 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">千葉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和32年法律第143号。以下「法」という。)</p> <p>第4条第1項の規定に基づき、千葉県立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学校医、学校歯科医又は学校薬剤師(以下「学校医等」という。)の公務上の災害に対する法第3条に規定する補償(以下「補償」という。)の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第5条 (略)</p> | <p style="text-align: center;">千葉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和32年法律第143号。以下「法」という。)</p> <p>第4条第1項の規定に基づき、千葉県立の小学校、中学校、高等学校、<u>中等教育学校</u>及び特別支援学校の学校医、学校歯科医又は学校薬剤師(以下「学校医等」という。)の公務上の災害に対する法第3条に規定する補償(以下「補償」という。)の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第5条 (略)</p> |

(子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正)

第10条 子どもの医療費の助成に関する条例(昭和45年千葉県条例第36号)の一部を次のように改正する。

| 改正前                                                                                                                                                                                                                | 改正後                                                                                                                                                                                                                                    |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">子どもの医療費の助成に関する条例</p> <p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(助成の範囲)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 子どもの医療機関(薬局を除く。)への入院から退院までの期間が中学校の修了の日の前後にわたるときは、その退院の日まで助成するものとする。</p> <p>第5条～第10条 (略)</p> | <p style="text-align: center;">子どもの医療費の助成に関する条例</p> <p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(助成の範囲)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 子どもの医療機関(薬局を除く。)への入院から退院までの期間が中学校<u>又は中等教育学校の前期課程</u>の修了の日の前後にわたるときは、その退院の日まで助成するものとする。</p> <p>第5条～第10条 (略)</p> |

(千葉市教育職員の給与等の特別措置に関する条例)

第11条 千葉市教育職員の給与等の特別措置に関する条例(昭和46年千葉市条例第73号)の一部を次のように改正する。

| 改正前                                                                                                                                                               | 改正後                                                                                                                                                                      |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 千葉市教育職員の給与等の特別措置に関する条例                                                                                                                                            | 千葉市教育職員の給与等の特別措置に関する条例                                                                                                                                                   |
| 第1条 (略)                                                                                                                                                           | 第1条 (略)                                                                                                                                                                  |
| (定義)                                                                                                                                                              | (定義)                                                                                                                                                                     |
| 第2条 この条例において「教育職員」とは、小学校、中学校、 <b>特別支援学校及び高等学校</b> の職員であつて、校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者又は地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)及び実習助手の職にあるものをいう。 | 第2条 この条例において「教育職員」とは、小学校、中学校、 <b>高等学校、中等教育学校及び特別支援学校</b> の職員であつて、校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者又は地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)及び実習助手の職にあるものをいう。 |
| 第3条～第6条 (略)                                                                                                                                                       | 第3条～第6条 (略)                                                                                                                                                              |

(千葉市学校心疾患対策委員会設置条例の一部改正)

第12条 千葉市学校心疾患対策委員会設置条例(平成22年千葉市条例第52号)の一部を次のように改正する。

| 改正前                                                                                                             | 改正後                                                                                                                                  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 千葉市学校心疾患対策委員会設置条例                                                                                               | 千葉市学校心疾患対策委員会設置条例                                                                                                                    |
| 第1条 (略)                                                                                                         | 第1条 (略)                                                                                                                              |
| (所掌事務)                                                                                                          | (所掌事務)                                                                                                                               |
| 第2条 対策委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。                                                                                       | 第2条 対策委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。                                                                                                            |
| (1) 千葉市立小学校、中学校及び特別支援学校に在学する児童生徒(以下「児童生徒」という。)に対して行う健康診断における心臓の疾病及び異常の有無に関する検査(以下「心疾患検診」という。)の実施及び運営について審議すること。 | (1) 千葉市立小学校、中学校、 <b>中等教育学校の前期課程</b> 及び特別支援学校に在学する児童生徒(以下「児童生徒」という。)に対して行う健康診断における心臓の疾病及び異常の有無に関する検査(以下「心疾患検診」という。)の実施及び運営について審議すること。 |
| (2)・(3) (略)                                                                                                     | (2)・(3) (略)                                                                                                                          |
| 第3条～第7条 (略)                                                                                                     | 第3条～第7条 (略)                                                                                                                          |

(千葉県学校腎疾患対策委員会設置条例の一部改正)

第13条 千葉県学校腎疾患対策委員会設置条例(平成22年千葉県条例第53号)の一部を次のように改正する。

| 改正前                                                                                                                                                             | 改正後                                                                                                                                                                              |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 千葉県学校腎疾患対策委員会設置条例                                                                                                                                               | 千葉県学校腎疾患対策委員会設置条例                                                                                                                                                                |
| 第1条 (略)                                                                                                                                                         | 第1条 (略)                                                                                                                                                                          |
| (所掌事務)                                                                                                                                                          | (所掌事務)                                                                                                                                                                           |
| 第2条 対策委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。<br>(1) 千葉市立小学校、中学校<br>及び特別支援学校に在学する児童生徒(以下「児童生徒」という。)に対して行う健康診断における腎臓の疾病及び異常の有無に関する検査(以下「腎疾患検診」という。)の実施及び運営について審議すること。<br>(2)・(3) (略) | 第2条 対策委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。<br>(1) 千葉市立小学校、中学校、 <u>中等教育学校の前期課程</u> 及び特別支援学校に在学する児童生徒(以下「児童生徒」という。)に対して行う健康診断における腎臓の疾病及び異常の有無に関する検査(以下「腎疾患検診」という。)の実施及び運営について審議すること。<br>(2)・(3) (略) |
| 第3条～第7条 (略)                                                                                                                                                     | 第3条～第7条 (略)                                                                                                                                                                      |

(千葉県学校脊柱側弯症対策委員会設置条例の一部改正)

第14条 千葉県学校脊柱側弯症対策委員会設置条例(平成22年千葉県条例第54号)の一部を次のように改正する。

| 改正前                                                                                                                                                           | 改正後                                                                                                                                                                            |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 千葉県学校脊柱側弯症対策委員会設置条例                                                                                                                                           | 千葉県学校脊柱側弯症対策委員会設置条例                                                                                                                                                            |
| 第1条 (略)                                                                                                                                                       | 第1条 (略)                                                                                                                                                                        |
| (所掌事務)                                                                                                                                                        | (所掌事務)                                                                                                                                                                         |
| 第2条 対策委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。<br>(1) 千葉市立小学校、中学校<br>及び特別支援学校に在学する児童生徒(以下「児童生徒」という。)に対して行う健康診断における脊柱側弯症の有無に関する検査(以下「脊柱側弯症検診」という。)の実施及び運営について審議すること。<br>(2)・(3) (略) | 第2条 対策委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。<br>(1) 千葉市立小学校、中学校、 <u>中等教育学校の前期課程</u> 及び特別支援学校に在学する児童生徒(以下「児童生徒」という。)に対して行う健康診断における脊柱側弯症の有無に関する検査(以下「脊柱側弯症検診」という。)の実施及び運営について審議すること。<br>(2)・(3) (略) |
| 第3条～第7条 (略)                                                                                                                                                   | 第3条～第7条 (略)                                                                                                                                                                    |

(千葉市自転車を活用したまちづくり条例の一部改正)

第15条 千葉市自転車を活用したまちづくり条例(平成29年千葉市条例第8号)の一部を次のように改正する。

| 改正前                                                                                                      | 改正後                                                                                                             |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 千葉市自転車を活用したまちづくり条例                                                                                       | 千葉市自転車を活用したまちづくり条例                                                                                              |
| 第1条～第16条 (略)                                                                                             | 第1条～第16条 (略)                                                                                                    |
| (教育機関の役割)                                                                                                | (教育機関の役割)                                                                                                       |
| 第17条 (略)                                                                                                 | 第17条 (略)                                                                                                        |
| 2 小学校、中学校 <b>及び高等学校</b> の<br>長は、児童又は生徒の自転車を利用して通学する<br>ことを認めるときは、当該児童又は生徒に対し、<br>必要な教育及び指導を行うよう努めるものとする。 | 2 小学校、中学校、 <b>高等学校及び中等教育学校</b> の<br>長は、児童又は生徒の自転車を利用して通学する<br>ことを認めるときは、当該児童又は生徒に対し、<br>必要な教育及び指導を行うよう努めるものとする。 |
| 3 (略)                                                                                                    | 3 (略)                                                                                                           |
| 第18条～第24条 (略)                                                                                            | 第18条～第24条 (略)                                                                                                   |

(千葉市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の一部改正)

第16条 千葉市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例(平成29年千葉市条例第32号)の一部を次のように改正する。

| 改正前                                                | 改正後                                                                         |
|----------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 千葉市学校給食の実施及び学校給食費の<br>管理に関する条例                     | 千葉市学校給食の実施及び学校給食費の<br>管理に関する条例                                              |
| 第1条・第2条 (略)                                        | 第1条・第2条 (略)                                                                 |
| (学校給食の実施)                                          | (学校給食の実施)                                                                   |
| 第3条 本市は、本市が設置する学校(高等学校<br>を除く。)において学校給食を実施するものとする。 | 第3条 本市は、本市が設置する学校(高等学校<br><b>及び中等教育学校の後期課程</b> を除く。)において<br>学校給食を実施するものとする。 |
| 第4条～第9条 (略)                                        | 第4条～第9条 (略)                                                                 |

(千葉市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例の一部改正)

第17条 千葉市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例(令和元年千葉市条例第30号)の一部を次のように改正する。

| 改正前                                                                                                          | 改正後                                                                                                                |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 千葉市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例                                                                                   | 千葉市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例                                                                                         |
| 第1条～第31条 (略)<br>別表第1 (略)                                                                                     | 第1条～第31条 (略)<br>別表第1 (略)                                                                                           |
| 別表第2<br>会計年度任用職員教育職給料表 (略)<br>備考 この表は、小学校、中学校、 <u>特別支援学校</u><br><u>又は高等学校</u> の助教諭その他の<br>の職員で規則で定めるものに適用する。 | 別表第2<br>会計年度任用職員教育職給料表 (略)<br>備考 この表は、小学校、中学校、 <u>高等学校、</u><br><u>中等教育学校又は特別支援学校</u> の助教諭その他<br>の職員で規則で定めるものに適用する。 |
| 別表第3～別表第6 (略)                                                                                                | 別表第3～別表第6 (略)                                                                                                      |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年教育委員会会議第1回定例会出席者(第一・第二会議室)

